



発行 新潟県
第 70 号
 平成25年9月6日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1067 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1068 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 1069 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 1070 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
- 1071 保安林の指定予定(治山課)
- 1072 保安林の指定解除(治山課)
- 1073 土地改良区連合役員の退任届(農地計画課)
- 1074 土地改良事業計画の認可(農地計画課)
- 1075 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 1076 公共測量の実施通知(監理課)
- 1077 公共測量の終了通知(監理課)
- 1078 道路の区域変更(道路管理課)
- 1079 道路の供用開始(道路管理課)
- 1080 海岸保全区域の変更(河川管理課)

公 告

一般競争入札の実施(出納局会計検査課)

雑 報

公立大学法人新潟県立大学の平成24年度財務諸表(大学・私学振興課)

告 示

◎新潟県告示第1067号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

平成25年9月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	指定年月日
吉田東薬局	燕市吉田法花堂1696-5	精神通院医療	平成25年9月1日

◎新潟県告示第1068号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成25年9月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
メディスンショップ燕薬局	燕市杣木812番地	精神通院医療	平成25年9月1日
ミント調剤薬局	三条市南四日町4-7-7	精神通院医療	平成25年9月20日

◎新潟県告示第1069号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年9月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
くびきの薬局	妙高市田町2-3-16	精神通院医療	平成25年8月1日

◎新潟県告示第1070号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、三条市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成25年9月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
10月15日（火）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	勤労青少年ホーム 「ソレイユ三条」	三条市全域
10月16日（水）			
10月17日（木）			
10月18日（金）			
10月21日（月）		三条市役所下田庁舎前車庫	
10月22日（火）		三条市役所栄庁舎前車庫	
10月23日（水）		三条市役所第2庁舎101会議室	
10月24日（木）			
10月25日（金）			
10月28日（月）			
10月29日（火）			
10月30日（水）			
10月31日（木）			

11月1日から平成26年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、31日、1月2日、3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第1071号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
平成25年9月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市大島区菖蒲字榭池 1076、字刈俣池 2283、2286 の 1、2286 の 2、2290 の 1 から 2290 の 4 まで、2291 の 1 から 2291 の 3 まで、2292、2293 の 1、2298 の 1、2301 から 2303 まで、2304 の 1、2307 の 1 から 2307 の 3 まで、2308、2309、2312 の 1、2312 の 2、2321 の 1、2321 の 2、2321 の 5、2321 の 6、2321 の 27、2321 の 29、2321 の 35、字魚池 2321 の 20、字六疋 2330、2331 の 1、2332 の 1 から 2332 の 3 まで、2333、2336 の 1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1072号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成25年9月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 解除に係る保安林の所在場所

新潟県佐渡市徳和5414の13、5414の14、5414の17

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

◎新潟県告示第1073号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、佐渡市の佐渡土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成25年9月6日

新潟県佐渡地域振興局長

1 退任

理事 佐渡市横山406番地 井上 威

退任年月日 平成25年8月26日

◎新潟県告示第1074号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成25年9月6日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
長岡市 小国町土地改良区	七日町	区画整理（農業基盤整備 促進）事業	新規	平成25年8月27日	第48条

◎新潟県告示第1075号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営魚沼川西地区農業用排水施設整備・農用地改良保全（経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月6日

新潟県十日町地域振興局長

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成25年9月9日から平成25年10月8日まで
- 縦覧に供する場所
十日町市役所
- その他
 - この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。
 - この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1076号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北陸地方整備局 湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年9月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 作業期間 平成25年7月6日から平成26年1月31日まで
- 作業地域 南魚沼市（一部）

◎新潟県告示第1077号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年9月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）長松地区 確定測量）
- 作業期間 平成24年11月12日から平成25年8月20日まで
- 作業地域 魚沼市 江口ほか 地内

◎新潟県告示第1078号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年9月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市親沢町字前田 350 番 1 から 同市親沢町字前田260番 2 まで	新	(A) 10.2～17.6メートル	276.7メートル
		(B) 12.0～25.6メートル	285.1メートル
	旧	10.2～17.6メートル	276.7メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
全区間県道柏崎高浜堀之内線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市親沢町字前田 260 番 2 から 同市親沢町字前田350番 1 まで	新	(A) 10.2～17.6メートル	276.7メートル
		(B) 12.0～25.6メートル	285.1メートル
	旧	10.2～17.6メートル	276.7メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
全区間一般国道404号と重用

◎新潟県告示第1079号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年9月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 一般国道 404号
- 2 供用開始の区間
長岡市親沢町字前田350番 1 から同市親沢町字前田260番 2 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年9月6日

◎新潟県告示第1080号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域の指定（平成15年12月新潟県告示第2156号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年9月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 海岸名 両津海岸 東強清水・豊岡地区海岸

2 指定区域

地点0～8、8-1、9、10、10-1、11～40、40-1、41、42、42-1、43～61、61-1、62、63、63-1、64～82を順次に結んだ線、地点0と0'を結んだ線、地点0'～82'を順次に結んだ線及び地点82'と82を結んだ線に囲まれた区域

ただし、二級河川東立島川、二級河川赤玉北川及び二級河川立間川の河川区域を除く

3 指定年月日 平成25年9月6日

番号	地 点	標 杭	番 号	地 点		
				起 点	方向角	距離 (m)
0	佐渡市東強清水字江の平263番1地先	No. 0	No. 0'	No. 0	106-44-05	88.500
1	字江の平265番1地先	No. 0-1				
2	字江の平265番地先	No. 0-2				
3	字北濱2番地先	No. 1				
4	字北濱2番地先	No. 1-1				
5	字川端4番地先	No. 1-2				
6	字南5番地先	No. 1-3				
7	字南9番地先	No. 1-4				
8	字南9番地先	No. 1-5				
9	字南10番1地先	No. 2	No. 2'	No. 2	990-44-18	83.500
10	佐渡市大字東強清水字釜屋ヶ坂12番1地先	No. 2-1				
11	字釜屋ヶ坂12番1地先	No. 3	No. 3'	No. 3	139-50-19	100.000
12	佐渡市大字東立島字飛根18番1地先	No. 4				
13	字岩ノ下1番1地先	No. 5	No. 5'	No. 5	145-09-20	98.000
14	字濱通2番1地先	No. 6				
15	字濱通8番地先	No. 7	No. 7'	No. 7	131-28-56	95.893
16	字濱通9番+11番+道地先	No. 8				
17	字濱通9番+11番+道地先	No. 8-1				
18	字濱通9番+11番+道地先	No. 9				
19	字濱通45番4地先	No. 10				
20	字濱通45番4地先	No. 10-1				
21	字濱通45番4地先	No. 10-2				
22	字濱通45番4地先	No. 11				
23	字濱通45番5地先	No. 12	No. 12'	No. 12	132-11-22	103.500
24	字濱通45番4地先	No. 12-1				
25	字濱通45番4地先	No. 12-2				
26	字濱通45番6地先	No. 12-3				
27	字濱通45番6地先	No. 13				
28	字濱通45番6地先	No. 14	No. 14'	No. 14	131-22-09	113.500
29	字濱通45番6地先	No. 15				
30	字濱通45番3地先	No. 15-1				
31	字穴ノ上52番7地先	No. 15-2				
32	字岩ノ上3番9地先	No. 16	No. 16'	No. 16	125-07-15	60.000
33	佐渡市大字字岩ノ上3番9地先	No. 16-1				
34	字岩の上2番1地先	No. 17	No. 17'	No. 17	134-51-27	60.000
35	字岩の上2番1地先	No. 17-1				
36	字岩の上2番1地先	No. 17-2				

37	字岩の上2番1地先	No. 17-3				
38	字はん志やけ3番1地先	No. 18				
39	字はん志やけ3番1地先	No. 19	No. 19'	No. 19	126-48-18	160.000
40	字はん志やけ3番1地先	No. 20				
41	字濱平65番地先	No. 21				
42	字濱平67番1地先	No. 22	No. 22'	No. 22	104-36-51	135.104
43	字浜平210番地先	No. 23				
44	字濱平224番1地先	No. 24				
45	字濱平226番1地先	No. 25	No. 25'	No. 25	100-07-32	145.000
46	佐渡市大字蛸字濱平583番1地先	No. 26				
47	字志んげ589番1地先	No. 27	No. 27'	No. 27	109-30-17	95.000
48	字シンゲ592番4地先	No. 28	No. 28'	No. 28	128-22-36	60.000
49	字シンゲ592番1地先	No. 29				
50	佐渡市大字赤玉字城ノ平714番地先	No. 30	No. 30'	No. 30	120-19-53	60.000
51	字城ノ平714番地先	No. 31				
52	字城ノ平722番1地先	No. 32	No. 32'	No. 32	102-20-21	60.000
53	字城ノ平722番3地先	No. 33				
54	字城ノ平1533番1地先	No. 34				
55	字城ノ平731番4地先	No. 35	No. 35'	No. 35	126-08-28	120.000
56	字城ノ平21番1地先	No. 36				
57	字城ノ平25番地先	No. 37				
58	字城ノ平27番地先	No. 38	No. 38'	No. 38	130-31-54	108.000
59	字城ノ平29番1地先	No. 39				
60	字城ノ平68番3地先	No. 40				
61	字城ノ平68番3地先	No. 40-1				
62	字城ノ平67番地先	No. 41				
63	字長面324番地先	No. 42				
64	字長面324番地先	No. 42-1				
65	字長面324番地先	No. 43				
66	字長面324番地先	No. 44	No. 44'	No. 44	133-41-11	135.000
67	字南山648番1地先	No. 45				
68	字南山652番地先	No. 46	No. 46'	No. 46	129-29-47	133.000
69	字南山655番地先	No. 47				
70	字南山661番地先	No. 48	No. 48'	No. 48	124-05-35	130.000
71	字南山665番地先	No. 49				
72	字頭山1481番2地先	No. 50	No. 50'	No. 50	106-10-58	105.000
73	字頭山1483番2地先	No. 51				
74	字頭山1486番1地先	No. 52	No. 52'	No. 52	95-48-13	60.000
75	字頭山1490番地先	No. 53	No. 53'	No. 53	103-18-28	60.000
76	字南山695番地先	No. 54				
77	佐渡市大字立間字三郎岩1番1地先	No. 55	No. 55'	No. 55	115-55-59	60.000
78	字磯平2番1地先	No. 56				
79	字磯平2番1地先	No. 57	No. 57'	No. 57	121-03-17	132.000
80	字磯平2番6地先	No. 58	No. 58'	No. 58	126-30-43	135.831
81	字濱29番地先	No. 59				
82	字川向29番10地先	No. 60	No. 60'	No. 60	110-35-17	135.500
83	字川向29番10地先	No. 61				
84	字川向29番10地先	No. 61-1				
85	字濱29番地先	No. 62				

86	〃	字宮之元368番地先	No. 63				
87	〃	字宮之元368番地先	No. 63-1				
88	〃	字宮之元369番7地先	No. 64				
89	〃	字宮之元369番7地先	No. 65	No. 65'	No. 65	116-37-07	125.000
90	〃	字松ノ木坂371番1地先	No. 66	No. 66'	No. 66	118-14-20	60.000
91		佐渡市大字豊岡字立ノ口3番5号	No. 67	No. 67'	No. 67	133-57-48	60.000
92	〃	字立ノ口3番7号	No. 68				
93	〃	字立ノ口3番7号	No. 69	No. 69'	No. 69	139-56-49	60.000
94	〃	字立ノ口3番7号	No. 70				
95	〃	字磯平6番1地先	No. 71	No. 71'	No. 71	133-17-51	60.000
96	〃	字磯平8番1地先	No. 72	No. 72'	No. 72	144-00-30	60.000
97	〃	字クスクラ11番	No. 73				
98	〃	字クスクラ13番1地先	No. 74	No. 74'	No. 74	143-04-46	115.000
99	〃	字葛倉451番地1地先	No. 75				
100	〃	字横地460番1地先	No. 76	No. 76'	No. 76	124-33-53	120.000
101	〃	字横地460番1地先	No. 77				
102	〃	字横地454番地1地先	No. 78	No. 78'	No. 78	124-39-51	110.000
103	〃	字キタ533番地1地先	No. 79				
104	〃	字キタ534番地先	No. 80	No. 80'	No. 80	121-07-54	140.000
105	〃	字キタ534番地先	No. 81				
106	〃	字南556番地先	No. 82	No. 82'	No. 82	114-03-59	108.557
指 定 延 長		4,884.57m					

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪機械等について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成25年9月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

- ア 除雪グレーダ（3.7m級） 1台
イ 凍結防止剤散布車（湿潤式3t級、4×4） 1台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月17日（月）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

上記1(1)アについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「除雪機械価格」という。）に自賠償保険料を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった除雪機械価格の

105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、上記1(1)イについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額から、使用済自動車の再資源化に関する法律（平成14年法律第87号）によるリサイクル料金等（以下「リサイクル料金等」という。）を除いた金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「車両価格」という。）に、リサイクル料金等、自賠責保険料及び自動車重量税を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった車両価格の105分の100に相当する金額にリサイクル料金等を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。
- (6) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

平成25年10月17日（木） 午後5時

- (5) 開札の日時及び場所

平成25年10月18日（金） 午前10時

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成25年10月7日（月）午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。なお、新潟県物品入札参加資格者で、資格審査申請時等に誓約書（物品入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8）を提出している者は提出不要とする。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月新潟県告示第209号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① Snow grader (Blade length: 3.7-meter class) [1] unit
- ② Anti-icing material spreader truck (Four wheel drive, pre-wetting system ; maximum carrying capacity : 3-ton class) [1] unit

(2) Deadline for bid participant applications:

5 : 00P.M. October 7, 2013

(3) Date of bid opening:

10 : 00A.M. October 18, 2013

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5490

E-mail : ngt190030@pref.niigata.lg.jp

雑 報

公立大学法人新潟県立大学の平成24年度財務諸表について（公告）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第4項の規定により、公立大学法人新潟県立大学の平成24年度財務諸表を次のとおり公告する。

平成25年9月6日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 猪口 孝

貸借対照表

(平成25年3月31日)

(単位:円)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地		1,224,026,040
建物	2,600,707,607	
減価償却累計額	<u>△ 253,063,661</u>	2,347,643,946
工具器具備品	241,055,008	
減価償却累計額	<u>△ 83,432,236</u>	157,622,772
図書		307,176,740
美術品・收藏品		2,410,000
車両運搬具	1,273,860	
減価償却累計額	<u>△ 723,548</u>	<u>550,312</u>
有形固定資産合計		4,039,429,810

2 無形固定資産

ソフトウェア		<u>17,992,588</u>
無形固定資産合計		17,992,588

3 投資その他の資産

長期前払費用		546,075
その他の投資その他の資産		<u>7,639,000</u>
投資その他の資産合計		8,185,075

固定資産合計		4,065,607,473
--------	--	---------------

II 流動資産

現金及び預金	296,441,566	
未収入金	2,360,913	
前渡金	52,500	
前払費用	1,665,413	
その他の流動資産		<u>315</u>

流動資産合計		<u>300,520,707</u>
--------	--	--------------------

資産合計		<u>4,366,128,180</u>
------	--	----------------------

負債の部

I 固定負債

資産見返負債

資産見返運営費交付金等	200,632,543	
資産見返寄附金	14,223,675	
資産見返物品受贈額	<u>307,096,152</u>	521,952,370

長期リース債務		<u>95,557,579</u>
---------	--	-------------------

固定負債合計		617,509,949
--------	--	-------------

II 流動負債

運営費交付金債務	22,972,252	
寄附金債務	13,824,222	
前受受託研究費	511,065	
前受金	129,400	
預り科学研究費補助金	1,348,049	
預り金	11,814,674	
未払金	151,069,763	
リース債務	32,984,130	
未払消費税等	<u>272,200</u>	

流動負債合計		<u>234,925,755</u>
--------	--	--------------------

負債合計		852,435,704
------	--	-------------

純資産の部

I 資本金

地方公共団体出資金	<u>3,462,596,047</u>	
-----------	----------------------	--

資本金合計		3,462,596,047
-------	--	---------------

II 資本剰余金

資本剰余金	198,815,428	
-------	-------------	--

△損益外減価償却累計額	<u>△ 247,605,865</u>	
-------------	----------------------	--

資本剰余金合計		△ 48,790,437
---------	--	--------------

III 利益剰余金

目的積立金	32,447,634	
-------	------------	--

当期末処分利益	<u>67,439,232</u>	
---------	-------------------	--

(うち当期総利益	67,439,232)	
----------	--------------	--

利益剰余金合計		<u>99,886,866</u>
---------	--	-------------------

純資産合計		<u>3,513,692,476</u>
-------	--	----------------------

負債純資産合計		<u>4,366,128,180</u>
---------	--	----------------------

損益計算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位:円)

経常費用

業務費

教育経費	173,526,204	
研究経費	79,102,439	
教育研究支援経費	28,304,923	
受託研究費	9,083,885	
受託事業費	149,985	
役員人件費	32,921,187	
教員人件費	832,238,889	
職員人件費	<u>231,477,754</u>	1,386,805,266

一般管理費

65,987,186

財務費用

支払利息	<u>477,996</u>	477,996
------	----------------	---------

雑損

780

経常費用合計

1,453,271,228

経常収益

運営費交付金収益		757,556,669
授業料収益		521,957,500
入学金収益		137,644,200
検定料収益		42,507,800
受託研究等収益		
国又は地方公共団体からの受託研究等収益	4,291,800	
その他団体からの受託研究等収益	<u>4,112,227</u>	8,404,027
受託事業等収益		
その他団体からの受託事業等収益	<u>149,985</u>	149,985
補助金等収益		820,000
寄附金収益		7,138,382
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	10,246,210	
資産見返寄附金戻入	3,110,553	
資産見返物品受贈額戻入	<u>22,666,598</u>	36,023,361

財務収益			
受取利息	<u>69,156</u>	69,156	
雑益			
財産貸付料収益	1,572,000		
科学研究費補助金間接経費収入	7,426,500		
その他	<u>1,996,971</u>	<u>10,995,471</u>	
経常収益合計			<u>1,523,266,551</u>
経常利益			69,995,323
臨時損失			
固定資産除却損		2,556,091	
物品等受贈費		<u>5,620,387</u>	<u>8,176,478</u>
臨時利益			
物品等受贈益		<u>5,620,387</u>	<u>5,620,387</u>
当期純利益			<u>67,439,232</u>
当期総利益			<u><u>67,439,232</u></u>

キャッシュ・フロー計算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位:円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 224,072,576
	人件費支出	△ 1,012,755,541
	その他の業務支出	△ 56,539,027
	運営費交付金収入	840,204,802
	授業料収入	507,356,950
	入学金収入	137,644,200
	検定料収入	42,507,800
	受託研究等収入	9,985,764
	受託事業等収入	2,160,036
	補助金等収入	820,000
	寄附金等収入	14,940,450
	預り金の増減	2,354,065
	その他収入	<u>11,041,767</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	275,648,690
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 220,305,345
	無形固定資産の取得による支出	△ 7,470,330
	敷金の戻し入れによる収入	85,000
	小計	△ 227,690,675
	利息の受取額	<u>69,225</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 227,621,450
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	<u>△ 27,838,642</u>
	小計	△ 27,838,642
	利息の支払額	<u>△ 475,608</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 28,314,250
IV	資金増加額	19,712,990
V	資金期首残高	<u>226,728,576</u>
VI	資金期末残高	<u><u>246,441,566</u></u>

利益の処分に関する書類

(平成25年8月26日)

(単位:円)

I	当期末処分利益		67,439,232
	当期総利益	67,439,232	
II	利益処分額		
	積立金		0
	地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額		
	教育研究等環境改善積立金	<u>67,439,232</u>	<u>67,439,232</u>

行政サービス実施コスト計算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位:円)

I 業務費用

(1) 損益計算書上の費用

業務費	1,386,805,266	
一般管理費	65,987,186	
財務費用	477,996	
雑損	<u>780</u>	1,453,271,228

(2) (控除)自己収入等

授業料収益	△ 521,957,500	
入学金収益	△ 137,644,200	
検定料収益	△ 42,507,800	
受託研究等収益	△ 8,404,027	
受託事業等収益	△ 149,985	
寄附金収益	△ 7,138,382	
資産見返寄附金戻入	△ 3,110,553	
財務収益	△ 69,156	
雑益	<u>△ 3,568,971</u>	<u>△ 724,550,574</u>

業務費用合計 728,720,654

II 損益外減価償却相当額 120,670,445

III 引当外退職給付増加見積額 63,254,352

IV 機会費用

地方公共団体出資の機会費用 19,944,838

V (控除)設立団体納付額 0

VI 行政サービス実施コスト 932,590,289

注 記 事 項

I 重要な会計方針

1 運営費交付金収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、施設整備及び退職一時金については、費用進行基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	1～47年
工具器具備品	1～15年
車両運搬具	7年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

3 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第87条第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

4 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

新潟県行政財産使用料徴収条例を参考に計算しています。

(2) 地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成25年3月末利回りを参考に0.560%で計算しています。

5 リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

II 「貸借対照表」注記

運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額は625,986千円です。

(新潟県からの派遣職員に対する退職給付見積額は、上記金額には含んでいません。)

Ⅲ 「キャッシュ・フロー計算書」注記

1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	296,441,566	円
定期預金	△ 50,000,000	
資金期末残高	246,441,566	円

2 重要な非資金取引の内容

(1) ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	98,099,515	円
合 計	98,099,515	円

(2) 現物寄附による資産の取得

工具器具備品	4,971,823	円
ソフトウェア	1,370,250	円
図書	471,283	円
少額資産	1,085,080	円
合 計	7,898,436	円

Ⅳ 「行政サービス実施コスト計算書」注記

(1) 引当外退職給付増加見積額の中には、新潟県からの派遣職員に係るものも含まれています。

(2) 機会費用の内訳

機会費用はすべて設立団体(新潟県)に係るものです。

Ⅴ 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅵ 重要な後発事象

該当事項はありません。

VII 金融商品の時価等に関する事項

1 金融商品の状況に関する事項

当法人は、短期的な預金及び国債、地方債等に限定した資金運用を行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	296,441,566	296,441,566	-
(2) 未払金	(151,069,763)	(151,069,763)	-

負債に計上されているものは、()で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

VIII 賃貸等不動産の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差引当期末残高	摘要	
					当期償却額				
有形固定資産(特定償却資産)	建物	2,325,965,007	101,371,428	-	2,427,336,435	247,605,865	120,670,445	2,179,730,570	
	計	2,325,965,007	101,371,428	-	2,427,336,435	247,605,865	120,670,445	2,179,730,570	
有形固定資産(特定償却資産以外)	建物	15,321,600	158,049,572	-	173,371,172	5,457,796	4,316,388	167,913,376	
	工具器具備品	215,257,067	104,058,338	78,260,397	241,055,008	83,432,236	40,554,811	157,622,772	
	図書	306,178,078	8,941,244	7,942,582	307,176,740	-	-	307,176,740	
	車両運搬具	1,273,860	-	-	1,273,860	723,548	180,887	550,312	
	計	538,030,605	271,049,154		809,079,759	89,613,580	45,052,086	719,466,179	
非償却資産	土地	1,224,026,040	-	-	1,224,026,040	-	-	1,224,026,040	
	美術品・收藏品	2,410,000	-	-	2,410,000	-	-	2,410,000	
	建設仮勘定	1,383,000	258,038,000	259,421,000	-	-	-	-	
	計	1,227,819,040	258,038,000	259,421,000	1,226,436,040	-	-	1,226,436,040	
有形固定資産合計	土地	1,224,026,040	-	-	1,224,026,040	-	-	1,224,026,040	
	建物	2,341,286,607	259,421,000	-	2,600,707,607	253,063,661	124,986,833	2,347,643,946	
	工具器具備品	215,257,067	104,058,338	78,260,397	241,055,008	83,432,236	40,554,811	157,622,772	
	図書	306,178,078	8,941,244	7,942,582	307,176,740	-	-	307,176,740	
	美術品・收藏品	2,410,000	-	-	2,410,000	-	-	2,410,000	
	車両運搬具	1,273,860	-	-	1,273,860	723,548	180,887	550,312	
	建設仮勘定	1,383,000	258,038,000	259,421,000	-	-	-	-	
	計	4,091,814,652	630,458,582	345,623,979	4,376,649,255	337,219,445	165,722,531	4,039,429,810	
無形固定資産	ソフトウェア	59,757,091	1,370,250	-	61,127,341	43,134,753	12,312,867	17,992,588	
	計	59,757,091	1,370,250	-	61,127,341	43,134,753	12,312,867	17,992,588	
投資その他の資産	長期前払費用	55,466	522,006	31,397	546,075	-	-	546,075	
	差入敷金・保証金	7,724,000	-	85,000	7,639,000	-	-	7,639,000	
	計	7,779,466	522,006	116,397	8,185,075	-	-	8,185,075	

(2) たな卸資産の明細

該当事項はありません。

(3) 有価証券の明細

該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 引当金の明細

該当事項はありません。

(7) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(8) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(9) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金	地方公共団体出資金	3,462,596,047	-	-	3,462,596,047	
	計	3,462,596,047	-	-	3,462,596,047	
資本剰余金	無償譲与	2,410,000	-	-	2,410,000	
	運営費交付金	7,724,000	-	85,000	7,639,000	
	目的積立金	87,395,000	101,371,428		188,766,428	(注1)
	計	97,529,000	101,371,428	85,000	198,815,428	
	損益外減価償却累計額	△ 126,935,420	△ 120,670,445	-	△ 247,605,865	(注2)
	差引計	△ 29,406,420	△ 19,299,017	85,000	△ 48,790,437	

(注1) 当期増加額は、教育研究等環境改善積立金取崩しにより新学生食堂(仮称)建設工事を実施したものです。

(注2) 当期増加額は、新潟県からの現物出資(建物)に係る減価償却です。

(10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(10) - 1 積立金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
教育研究等環境改善積立金	58,468,928	75,350,134	101,371,428	32,447,634	(注)
計	58,468,928	75,350,134	101,371,428	32,447,634	

(注) 当期増加額は、平成23年度に発生した当期総利益の全額を目的積立金として整理したことによるもの、
当期減少額は、資産の取得による積立金取り崩しによる減少であります。

(10) - 2 目的積立金の取崩額の明細

(単位:円)

区 分	金 額	摘 要	
目的積立金取崩額	教育研究等環境改善積立金	101,371,428	新学生食堂(仮称)建設工事
計	101,371,428		

(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(11) - 1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金当期 交 付 額	当期振替額				期末残高
			運営費交 付金収益	資産見返運 営費交付金	資本剰余金	小 計	
平成22年度	24,362,652	-	8,766,828	15,595,824	-	24,362,652	0
平成23年度	82,000,000	-		82,000,000	-	82,000,000	0
平成24年度	-	840,204,802	748,789,841	68,442,709	-	817,232,550	22,972,252
合 計	106,362,652	840,204,802	757,556,669	166,038,533	-	923,595,202	22,972,252

(11) - 2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	H22交付分	H23交付分	H24交付分	合 計
期間進行基準	0	0	664,014,657	664,014,657
費用進行基準	8,766,828	0	84,775,184	93,542,012
計	8,766,828	0	748,789,841	757,556,669

(12) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(12) - 1 施設費の明細

該当事項はありません。

(12) - 2 補助金等の明細

(単位:円)

区 分	当期交付額	当 期 振 替 額					摘 要
		建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	
水俣病関連情 報発信事業	820,000	-	-	-	-	820,000	
計	820,000	-	-	-	-	820,000	

(13) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役 員	常 勤	29,601,616	2	-	-
	非常勤	1,020,000	5	-	-
	計	30,621,616	7	-	-
教 職 員	常 勤	774,630,035	102	84,374,558	5
	非常勤	87,634,027	113	-	-
	計	862,264,062	215	84,374,558	5
合 計	常 勤	804,231,651	104	84,374,558	5
	非常勤	88,654,027	118	-	-
	計	892,885,678	222	84,374,558	5

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人新潟県立大学役員報酬規程に基づき支給しています。

(注2) 教職員に対する給与及び退職手当の支給基準について

公立大学法人新潟県立大学職員給与規程及び公立大学法人新潟県立大学職員退職手当規程に基づき支給しています。

(注3) 支給額には、受託研究費及び受託事業費で支出した人件費は含まれていません。

(注4) 支給額には、法定福利費は含まれていません。

(14) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(15) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

教育経費		
消耗品費	15,811,525	
備品費	3,842,289	
印刷製本費	9,884,387	
水道光熱費	20,241,146	
旅費交通費	14,434,375	
通信運搬費	1,759,919	
賃借料	8,430,150	
車両燃料費	139,621	
保守費	6,126,364	
修繕費	5,259,806	
損害保険料	300,426	
広告宣伝費	732,868	
行事費	130,200	
諸会費	746,600	
会議費	146,785	
報酬・委託・手数料	32,290,387	
奨学費	15,500,550	
減価償却費	36,178,756	
雑費	1,570,050	173,526,204
研究経費		
消耗品費	24,245,379	
備品費	3,511,275	
印刷製本費	2,836,001	
水道光熱費	5,946,160	
旅費交通費	13,876,628	
通信運搬費	1,155,858	
賃借料	8,622,589	
車両燃料費	6,828	
保守費	770,622	
修繕費	679,979	
損害保険料	5,880	
広告宣伝費	179,570	
諸会費	3,001,010	
会議費	179,723	
報酬・委託・手数料	10,457,269	
減価償却費	3,402,989	
雑費	224,679	79,102,439
教育研究支援経費		
消耗品費	2,899,551	
備品費	239,400	
印刷製本費	43,963	
図書費	7,942,582	
水道光熱費	3,104,475	
通信運搬費	405,190	
賃借料	612,012	
保守費	367,819	
修繕費	737,047	
諸会費	67,000	
報酬・委託・手数料	5,452,476	
減価償却費	6,360,928	
雑費	72,480	28,304,923

受託研究費			9,083,885
受託事業費			149,985
役員人件費			
報酬		30,567,176	
通勤手当		54,440	
法定福利費		<u>2,299,571</u>	32,921,187
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	458,096,241		
通勤手当	9,539,680		
賞与	157,838,247		
退職給付費用	84,374,558		
法定福利費	<u>90,975,864</u>	800,824,590	
非常勤教員給与			
給料	31,381,162		
法定福利費	<u>33,137</u>	<u>31,414,299</u>	832,238,889
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	113,221,944		
通勤手当	2,699,236		
賞与	33,234,687		
法定福利費	<u>19,041,300</u>	168,197,167	
非常勤職員給与			
給料	53,105,860		
通勤手当	2,266,155		
賞与	880,850		
法定福利費	<u>7,027,722</u>	<u>63,280,587</u>	231,477,754
一般管理費			
消耗品費		5,002,145	
備品費		609,000	
印刷製本費		4,656,505	
水道光熱費		2,621,835	
旅費交通費		4,858,378	
通信運搬費		1,790,749	
賃借料		5,254,009	
車両燃料費		24,153	
保守費		7,626,189	
修繕費		4,850,730	
損害保険料		1,119,878	
広告宣伝費		2,207,909	
行事費		456,501	
諸会費		700,200	
会議費		74,969	
報酬・委託・手数料		12,991,344	
租税公課		276,700	
減価償却費		10,742,422	
雑費		<u>123,570</u>	65,987,186

(16) 寄附金の明細

(単位:円、件)

区 分	当 期 受 入 額	件 数	摘 要
寄附金	22,838,886	182	(注)
合 計	22,838,886	182	

(注) 当期受入額には、科研費等による現物寄附の受入7,898,436円を含んでいます。

(17) 受託研究の明細

(単位:円)

区 分	期 首 残 高	当 期 受 入 額	受託研究等収益	期 末 残 高
受託研究	0	8,415,092	8,383,007	32,085
合 計	0	8,415,092	8,383,007	32,085

(18) 共同研究の明細

(単位:円)

区 分	期 首 残 高	当 期 受 入 額	受託研究等収益	期 末 残 高
共同研究	0	500,000	21,020	478,980
合 計	0	500,000	21,020	478,980

(19) 受託事業の明細

(単位:円)

区 分	期 首 残 高	当 期 受 入 額	受託事業等収益	期 末 残 高
受託事業 (国・地方公共団体分)	0	0	0	0
受託事業(その他)	0	149,985	149,985	0
合 計	0	149,985	149,985	0

(20) 科学研究費補助金の明細

(単位:円、件)

種 目	当 期 受 入	件 数	摘 要
基盤研究(A)	(7,150,000) 2,145,000	3	
基盤研究(B)	(2,100,000) 630,000	5	
基盤研究(C)	(13,105,000) 3,931,500	16	
若手研究(B)	(1,500,000) 450,000	2	
挑戦的萌芽研究	(900,000) 270,000	2	
研究成果公開促進費(学術図書)	(1,300,000) 0	1	
合 計	(26,055,000) 7,426,500	29	

(注1) 間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として()内に記載しています。

(注2) 分担金を含めて記載しています

(21) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

(21) - 1 現金及び預金

(単位:円)

区 分	金 額
現 金	1,156,000
預 金	295,285,566
計	296,441,566

(21) - 2 未払金

(単位:円)

相 手 先	金 額
人件費(退職金等)	89,123,135
第一建設工業㈱	42,152,250
オフィス株式会社	2,250,934
株式会社KEIアドバンス	1,715,868
新高速印刷㈱	1,601,619
株式会社富士通新潟システムズ	1,103,760
その他	13,122,197
計	151,069,763

(21) - 3 資産見返物品受贈額

(単位:円)

区 分	金 額
工具器具備品	8,148,628
図書	289,189,665
車両運搬具	550,312
ソフトウェア	9,207,547
計	307,096,152